

あきる野市特定地域型事業者に対する指導検査に関する基準(会計)

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
1 会計の区分	1 保育事業者は、保育事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。	1 会計の区分がされているか。	(1)特定運営基準第33条、第50条	(1)保育事業の会計を他の事業会計と区分していない。	C
2 帳簿の整備	1 保育事業者等は、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。会計においては、雇児発1212第6号において認可条件とされている会計書類以外にも、必要に応じて帳簿を整備すること。 (例)・現金出納帳・実費徴収簿・領収証等綴り簿・総勘定元帳 など	1 収支の状況を明らかにする帳簿を整備しているか。	(1)家庭運営基準第19条 (2)特定運営基準第34条、第50条	(1)収支の状況を明らかにする帳簿を整備していない。 (2)収支の状況を明らかにする帳簿が、一部未整備である。 (3)収支の状況を明らかにする帳簿の内容が不十分である。	C B B
3 社会福祉法人等以外の者の経理処理 (1) 経理処理	1 社会福祉法人及び学校法人(以下「社会福祉法人等」という。)以外の者による保育事業者等の経理処理については、雇児発1212第6号通知に基づく市の認可条件及び自ら制定した諸規程に従って、経理処理を行う必要がある。	1 市の認可条件及び自らが制定した諸規程に従って会計処理が行われているか。 2 収支計算書又は損益計算書に、特定地域型保育事業を営む事業に係る区分を設けているか。 3 企業会計の基準による会計処理を行っている者は、特定地域型保育事業を営む事業に係る区分ごとに、企業会計の基準による貸借対照表、借入金明細書、基本財産及びその他の固定資産明細書を作成しているか。	(1)雇児発1212第6号 (1)雇児発1212第6号 (1)雇児発1212第6号通知第1の3(4)ウ	(1)市の認可条件及び自らが制定した諸規程に従って会計処理が行われていない。 (2)会計処理が一部不適正である。 (1)収支計算書又は損益計算書に、家庭的保育事業等を営む事業に係る区分を設けていない。 (1)必要書類を作成していない。 (2)必要書類に一部不備がある。	C B C C B

		4 毎会計年度終了後3か月以内に、次に掲げる書類を現況報告書を添付して、市に提出しているか。 (1)前会計年度末における貸借対照表、前会計年度の収支計算書又は損益計算書など、市が必要と認める書類 (2)企業会計の基準による会計処理を行っている者は、特定地域型保育事業等を経営する事業に係る前会計年度末における企業会計の基準による貸借対照表、借入金明細書、基本財産及びその他の固定資産明細書	(1)雇児発1212第6号通知第1の3(4)エ	(1)必要書類を作成していない。 (2)必要書類に一部不備がある。	C B
(2) その他	1 前述の社会福祉法人等以外の者の経理処理に関する考え方を踏まえ確認のうえ、指導する。	5 その他、社会福祉法人等以外の者の経理処理に関することで不適正な事項はないか。		(1)その他、社会福祉法人等以外の者の経理処理に関して不適正がある。	C
4 利用者負担額等の受領					
(1) 利用者負担額	1 保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、支給認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額(保育料)の支払を受けるものとする。	1 支給認定保護者から利用者負担額(保育料)の支払を受けているか。	(1)特定運営基準第43条	(1)利用者負担額(保育料)の支払を受けていない。	C
(2) 上乗せ徴収	1 保育事業者は、特定地域型保育を提供するにあたって、当該特定地域型保育の質の向上を図るうえで特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を、支給認定保護者から受けることができる。	1 特に必要であると認められる対価の支払について、定められた範囲内で設定されているか。	(1)特定運営基準第43条	(1)特に必要と認められる対価の支払について、定められた範囲内で設定されていない。	C

(3) 実費徴収	<p>1 保育事業者は、特定地域型保育において便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を、支給認定保護者から受けることができる。</p> <p>(1) 日用品、文房具その他の特定地域型保育に必要な物品</p> <p>(2) 特定地域型保育に係る行事への参加に要する費用</p> <p>(3) 特定地域型保育事業所に通う際に提供される便宜に要する費用</p> <p>(4) (1)から(3)に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、認定保護者に負担させることが適当と認められるもの</p>	<p>1 便宜に要する費用について、該当しない費用の支払を受けていないか。</p>	(1)特定運営基準第43条	<p>(1)便宜に要する費用について、①から④以外の費用の額の支払を、支給認定保護者から受けている。</p>	C
(4) 領収証の交付	<p>1 保育事業者は、(1)から(3)の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った認定保護者に対し交付しなければならない。</p>	<p>1 当該費用に係る領収証を支給認定保護者に対し交付しているか。</p>	(1)特定運営基準第43条	<p>(1)当該費用に係る領収証を支給認定保護者に対し交付していない。</p>	C
(5) 書面説明及び同意	<p>1 保育事業者は、(2)及び(3)の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、(3)の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。</p>	<p>1 書面を提示し説明を行い、同意を得ているか。</p>	(1)特定運営基準第43条	<p>(1)上乗せ徴収を実施している場合、あらかじめ書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得ていない。</p> <p>(2)実費徴収を実施している場合、あらかじめ書面によって明らかにするとともに、認定保護者に対して説明を行い、同意を得ていない。</p> <p>(3)認定保護者への説明等が不十分である。</p>	C C B
5 地域型保育給付費等の額に係る通知	<p>1 保育事業者は、法定代理受領により特定地域型保育に係る地域型保育給付費の支給を受けた場合は、認定保護者に対し、当該認定保護者に係る地域型保育給付費の額を通知しなければならない。</p>	<p>1 法定代理受領による支給額を通知しているか。</p>	(1)特定運営基準第14条、第50条	<p>(1)法定代理受領により受けた地域型保育給付費の額を保護者に通知していない。</p>	B
6 公定価格に関する基準	<p>1 公定価格の請求については、平成28年8月23日府子本第571号・28文科初第727号・雇児発0823第1号「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」(平成30年4月16日府子本第360号・30文科初第100号・雇児子発0416第6号改正現在)に定めるところによる。</p>	<p>1 施設型給付費又は委託費の請求が適正に行われているか。</p>	(1)留意事項通知	<p>(1)地域型保育給付費の請求が適正でない。</p> <p>(2)地域型保育給付費の請求の要件を満たしているか、確認の必要がある。</p>	C C